

西東京市第 4 次男女平等参画推進計画（案）

基本目標Ⅰ 人権の尊重

◆人権尊重を基礎として、男女平等参画の意識づくりと男女平等教育を進めます

すべての人間は生まれながらにして平等であり、あらゆる差別は人間としての権利と自由を侵害するものです。女子差別撤廃条約は、人権に関する国際規約の締約国が男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、女性に対するあらゆる差別を撤廃するための必要な措置をとることを求めており、人権尊重は男女平等参画の基礎的な概念となっています。

平成 11 年に男女共同参画社会基本法が制定されてから 20 年近く経ちますが、現在も「男性は仕事、女性は家庭」などの固定的な性別役割分担意識は残り、あらゆる分野で男女平等参画の推進を阻害する要因のひとつとなっています。

また近年、性的指向や性自認に対する配慮の不足から、さまざまな場面で困難に直面している性的マイノリティの方への対応を求める声が、年々高まっています。

このため、人権尊重を基礎として、性別にとらわれることなく多様な生き方を認め合う、男女平等参画の意識づくりと男女平等教育をすすめます。

◆男女平等参画を阻む、あらゆる暴力の未然防止と被害者支援に取り組みます

配偶者等からの暴力をはじめ、さまざまなハラスメント行為、性暴力、ストーカー行為などは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。これらの暴力は、本来は対等であるはずの男女の関係性の歪みから生じており、男女平等参画社会の実現を阻害する要因のひとつもなっています。誰もが互いの人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことは、男女平等参画社会づくりの前提です。

このため、男女平等参画を阻む暴力の未然防止と被害者の支援に取り組みます。

◆女性の健康支援に取り組みます

女性が生涯を通じて健康な生活を送ることは、女性の権利とされています。女性には妊娠・出産、女性特有のがんなど、男性とは異なる健康課題があります。しかしながら、女性が医療機関を受診する際、男性の医師に相談することに心理的な抵抗感や羞恥心を抱くことも少なくありません。

このため、女性が安心して医師に健康上の悩みを相談でき、適切な医療を受けられるように、医療機関と連携しながら女性の健康支援に取り組みます。

I-1 男女の固定的性別役割分担意識の解消 ★重点課題

男女平等の意識づくりは、これまでもさまざまな形ですすめられてきましたが、依然として男女の固定的性別役割分担意識が根強く残っています。

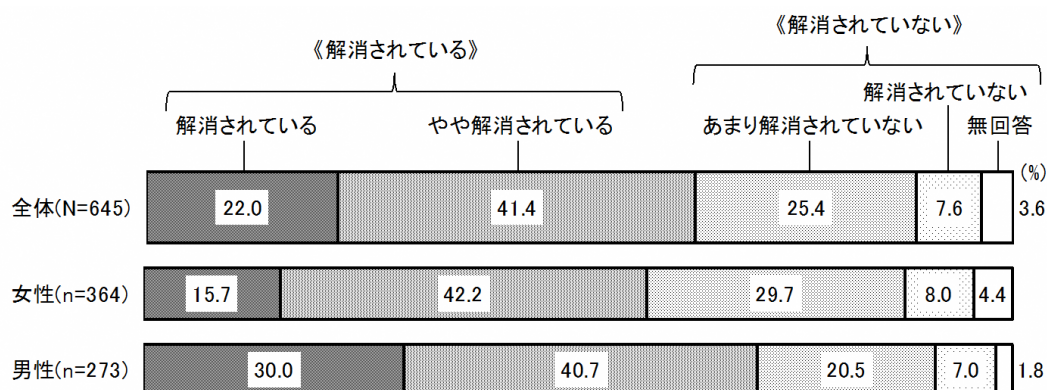
実態調査によれば、固定的性別役割分担意識について、女性は37.7%、男性は27.5%が《解消されていない》と回答しており、女性と男性の間で差が見られます。

性別にとらわれず、市民一人ひとりが、いきいきと個性と能力を發揮できる男女平等参画社会を実現するために、男女の固定的性別役割分担意識の解消をすすめます。

また、メディアから発信される情報は、市民の男女平等に対する考え方や、固定的性別役割分担意識に影響を及ぼします。

市は、人権尊重と男女平等参画の視点に配慮した情報を発信するとともに、メディアが発信する情報を、市民が的確に理解し、主体的に判断できる能力を身につけることができるように支援します。

図表 固定的性別役割分担意識についての考え（性別）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）

(1) 男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供

市民一人ひとりが、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と能力を発揮できるよう、男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供の充実を図ります。

事業	内容	担当課
①情報誌パリティの発行と配布	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透及び男女の固定的役割分担意識の解消を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課
②情報の提供	男女平等意識や男女平等参画について、市報、市ホームページ、パネル展などさまざまな媒体を通して、情報提供を行います。	協働コミュニティ課 秘書広報課 社会教育課 公民館 図書館
③パリティまつりの開催	パリティまつりを開催し、多くの市民に向けて、男女平等参画について発信します。	協働コミュニティ課

(2) 男女平等に関する学習機会の提供

身近な生活のさまざまな問題を通して、市民が固定的性別役割分担意識に気づき、男女平等参画について学べるように学習の機会を図ります。

事業	内容	担当課
①男女平等参画の視点にたった各種講座の開催 (I-2(1)④の内容を統合)	広く市民に向けて、男女平等意識の浸透と定着を図り、男女平等参画に関わるさまざまな問題について、共に考え、理解し、自ら解決する力をつけるために各種講座を開催します。	協働コミュニティ課 子ども家庭支援センター 公民館
②資料の収集と図書の新し出し	市民が男女平等参画について学び、情報を入手できるように、男女平等に関する資料の収集や図書の新し出しを行います。	協働コミュニティ課 図書館

(3) メディア・リテラシーの普及と教育

市民が人権尊重と男女平等の視点から情報を読み解き、判断する力を養えるように、メディア・リテラシーの普及と教育を実施します。また、市が発行する広報物においては、人権尊重と男女平等に配慮した記述や表現に努めます。

事業	内容	担当課
①情報誌パリティや講座等によるメディア・リテラシーの教育の実施	情報を取捨選択し活用する能力など、メディア・リテラシーの普及と教育を実施します。	協働コミュニティ課
②市発行物の表現における男女平等ガイドラインの作成・配布	市報や市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるようガイドラインを作成し、配布します。	協働コミュニティ課 秘書広報課

I-2 家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進

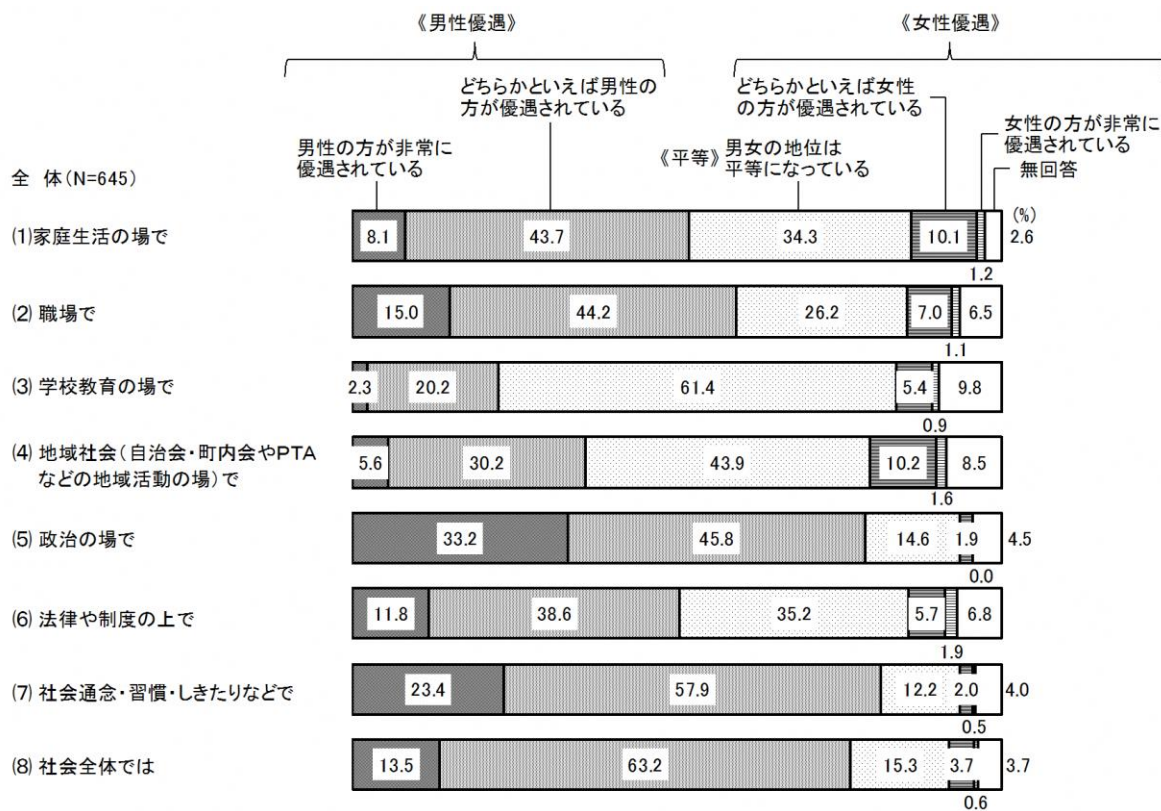
家庭や学校における教育は、子どもの意識や考え方に大きな影響を及ぼします。

実態調査によれば、男女の地位の平等感について、『社会全体では』は《男性優遇》が76.7%となっており、特に『社会通念・習慣・しきたりなどで』、『政治の場で』の2分野では《男性優遇》が8割程度と高くなっています。性別にみると、どの分野でも女性は男性より《男性優遇》、男性は女性より《平等》、《女性優遇》の割合が高くなっています。

また、同じく実態調査によれば、性的マイノリティの方への取り組みを進めることについて、6割以上が「必要だと思う」と回答し、必要な対策として、環境整備、教員や市職員の研修、市民や企業等に対する意識啓発、相談窓口の充実などを挙げています。

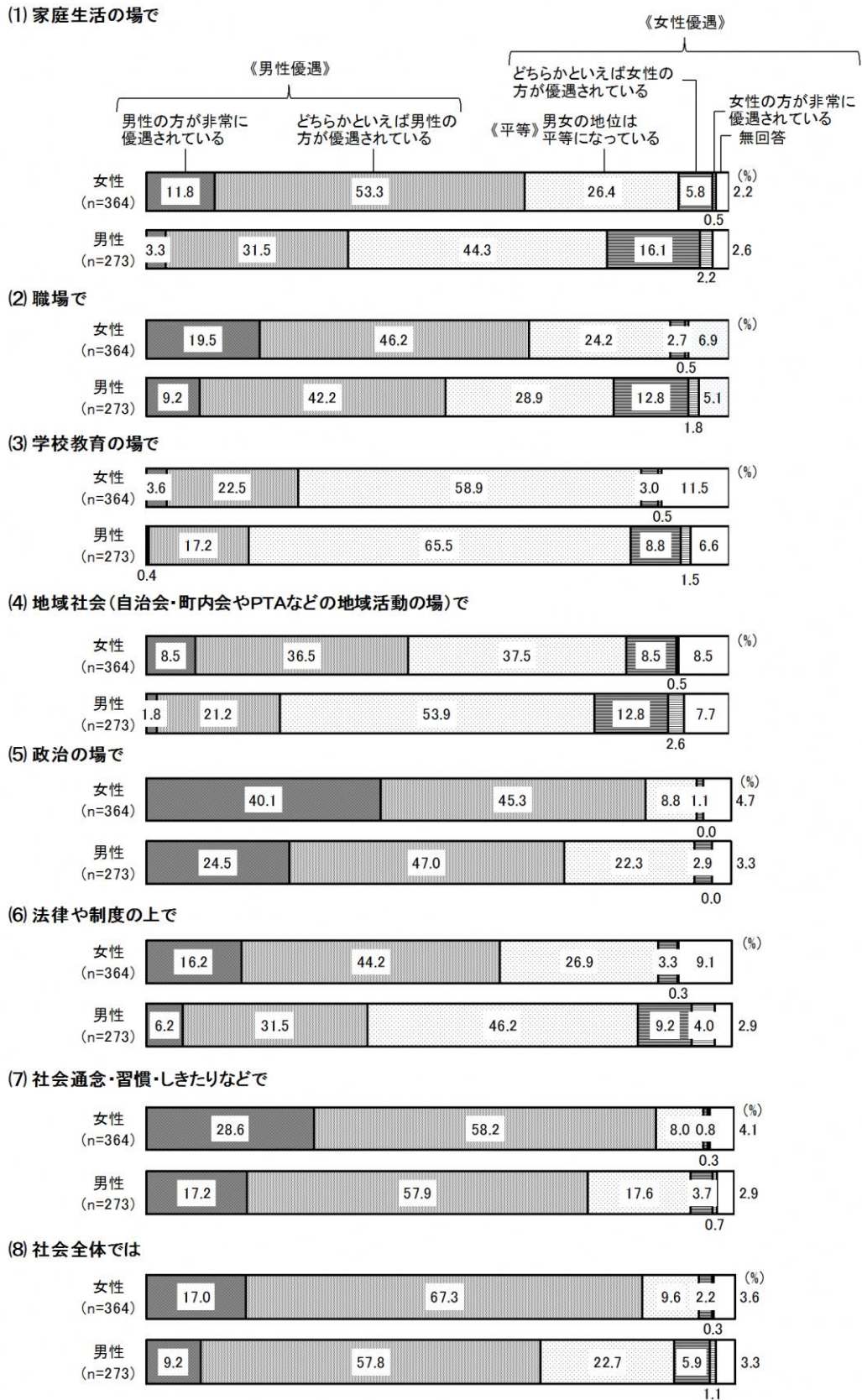
男性、子ども、若者世代などを含め、あらゆる年代の市民が、男女平等参画社会について理解を深め、性別にとらわれることなく多様な生き方を認め合うための男女平等教育と学習を実施します。

図表 男女の地位の平等感（全体）



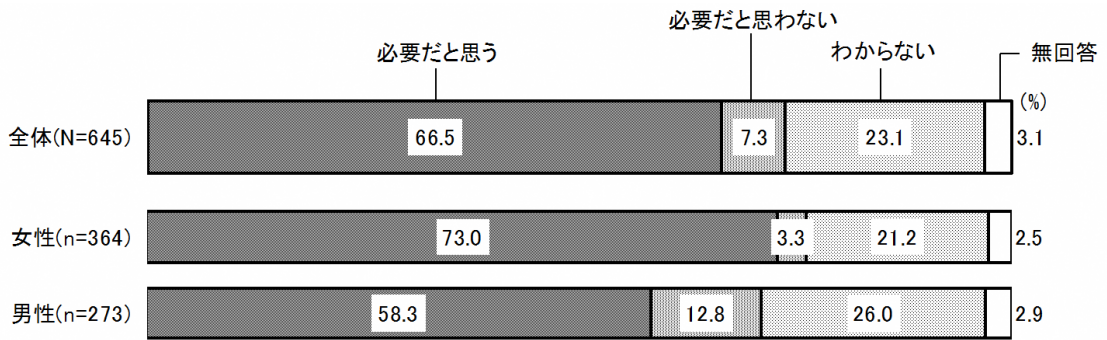
資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）

図表 男女の地位の平等感（性別）



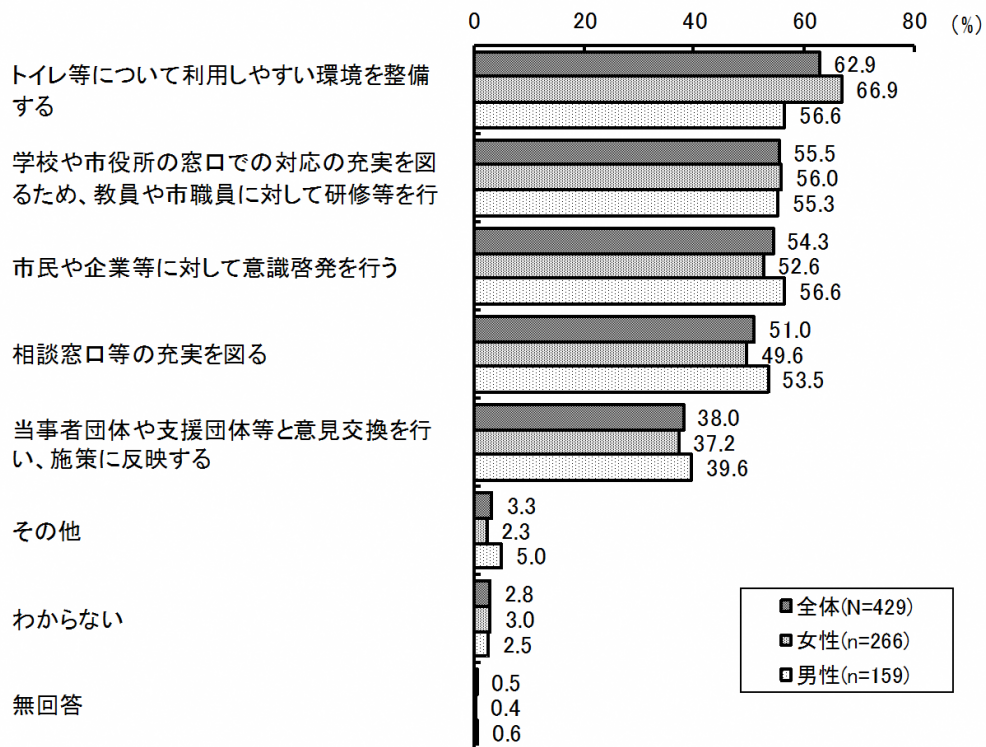
資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）

図表 性的マイノリティへの取り組みについての考え方（全体、性別）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 29 年）

図表 性的マイノリティの方が生活しやすくするために必要な対策（全体、性別：複数回答）
＜必要だと思う人＞



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 29 年）

(1) 男女平等参画推進のための教育・学習の実施

子どもの頃から固定的な性別役割分担意識にとらわれない価値観を身につけ、多様な選択肢の中から将来の生き方を選ぶことを支援するため、学校等において、男女平等参画推進のための教育・学習を実施します。

事業	内容	担当課
①男女平等の視点にたった名簿等の活用	学校における名簿等の作成にあたっては、男女平等の視点にたって児童・生徒一人ひとりが自分らしく自立し、生き生きと個性と能力を発揮できるよう留意します。	教育指導課
② 固定的な性別役割にとらわれない進路指導キャリア教育の実施	児童・生徒が、性別にとらわれず、個々の能力を発揮できる進路を選択できるように、幅広い進路を提示し、指導しますキャリア教育を行います。	教育指導課
③学校等における男女平等教育の実施	男女共修や妊婦体験、介護体験など、あらゆる場における人権教育を通じて、男女平等教育を実施します。	協働コミュニティ課 教育指導課
④男女平等参画の視点にたった公民館事業の実施（I-1(2)Iに統合）	広く市民に向けて、男女平等意識の浸透と定着を図るため、男女平等の視点にたった講座を実施します。	公民館
⑤保育園や児童館、図書館などにおいて、男女平等の視点をもった関係図書の紹介	保育園や児童館、図書館などにおいて、男女平等の視点をもった本・絵本・児童書などを紹介します。	協働コミュニティ課 保育課 児童青少年課 図書館

(2) 多様な性・多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり

すべての人があらゆる場面で活躍できる男女平等参画を実現するために、性的指向や性自認の多様なあり方、性別にとらわれない多様な生き方を認める人権尊重の意識づくりをすすめます。

事業	内容	担当課
①学校における人権教育の実施	学習指導要領等に基づき、授業や活動などで人権尊重や男女平等などについて指導の充実を図り、学校における人権教育を実施します。	教育指導課
②多様な性や生き方に関する理解の促進	講座・講演会や情報提供等を通して、性の多様化や家族形態の多様化等に対する理解の促進を図ります。	協働コミュニティ課
③情報誌パリテの発行と配布（再掲）	情報誌パリテを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課
④国際交流等行事の実施	国籍、民族、文化、習慣等の異なる人々が互いを理解しあい、地域で共に暮らす多文化共生を推進します。	文化振興課

(3) 保護者・保育士・教員・地域団体等の男女平等意識の啓発

子どもたちの成長に深くかかわる、保護者、保育士、教員、並びに、地域で活動する民生委員・児童委員や地域の団体等に向けて、男女平等についての理解促進と意識啓発を図ります。

事業	内容	担当課
①男女平等の視点にたった子育て情報誌の作成・配布	男性と女性がともに子育てに携わり、男女平等の視点をもって子育てができるように、子育てハンドブック等を作成し、配布します。	子育て支援課
②保育士等職員を対象とした男女平等意識の啓発研修への参加促進	幼児や子どもの育成に携わる保育士や幼稚園教諭、学童指導員等が、男女の固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女平等意識に基づいて、保育や教育等ができるよう、研修への参加者を増やします。	子育て支援課 保育課 児童青少年課
③男女平等教育を推進するための教員の研修の実施	教員が男女の固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女平等意識に基づいて、子どもたちを教育・指導することの効果・必要性を学び、現場で役立てられるような研修を実施します。	教育指導課
④民生委員・児童委員や地域の団体等への啓発	民生委員・児童委員や町内会長など地域のリーダーが男女平等参画の必要性を理解して、地域活動を推進できるように、意識の醸成を図ります。	協働コミュニティ課 生活福祉課

(4) 関係部署を対象とした男女平等意識の啓発

市民と直接接する機会の多い関係部署の職員を対象に、男女平等意識の啓発をすすめます。

事業	内容	担当課
①関係部署を対象とした男女平等意識の啓発	市の各種相談窓口等、日常生活において市民が接する機会の多い関係部署の職員を対象に、男女平等参画の必要性和意識の醸成を図ります。	協働コミュニティ課

I-3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 ★重点課題

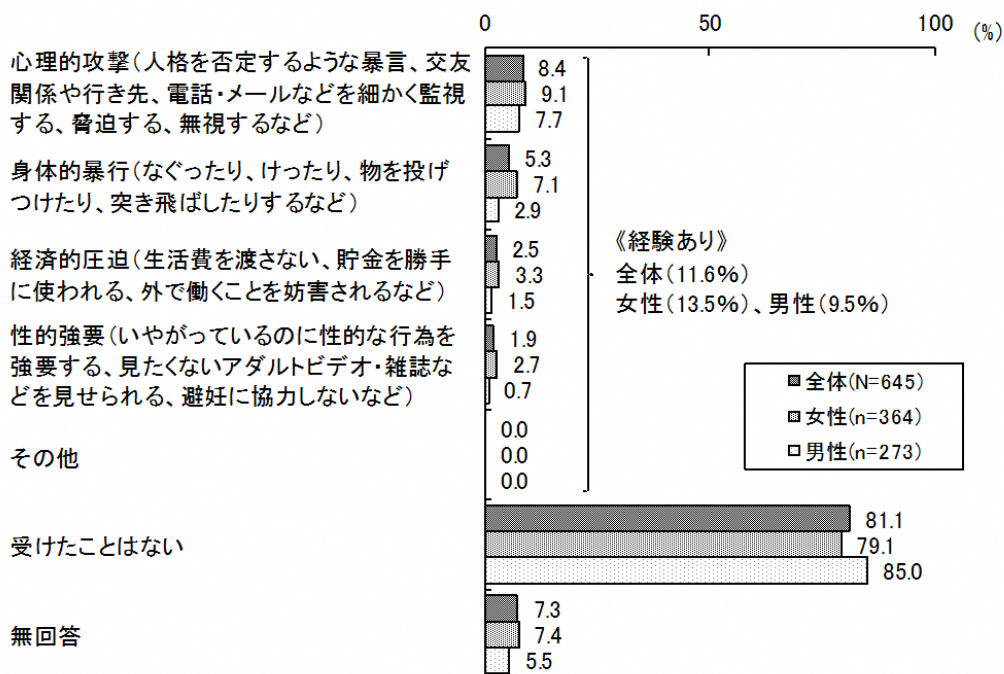
西東京市配偶者暴力対策基本計画

実態調査によれば、女性は13.5%、男性は9.5%の人が、配偶者等から暴力を受けた経験があります。配偶者等から受けた暴力は、心理的攻撃が男女ともに最も多くなっています。

また、配偶者等から暴力を受けた経験がある人のうち、女性は5割程度、男性は7割以上が誰にも相談していません。相談しなかった理由としては、女性は「人に打ち明けることに抵抗があったから」、男性は「相談するほどのことではないと思った」が最も多くなっています。そのため、DVに関する啓発・普及をさらにすすめるとともに相談窓口の周知を図り、DVの防止と被害者の支援体制の充実が必要です。

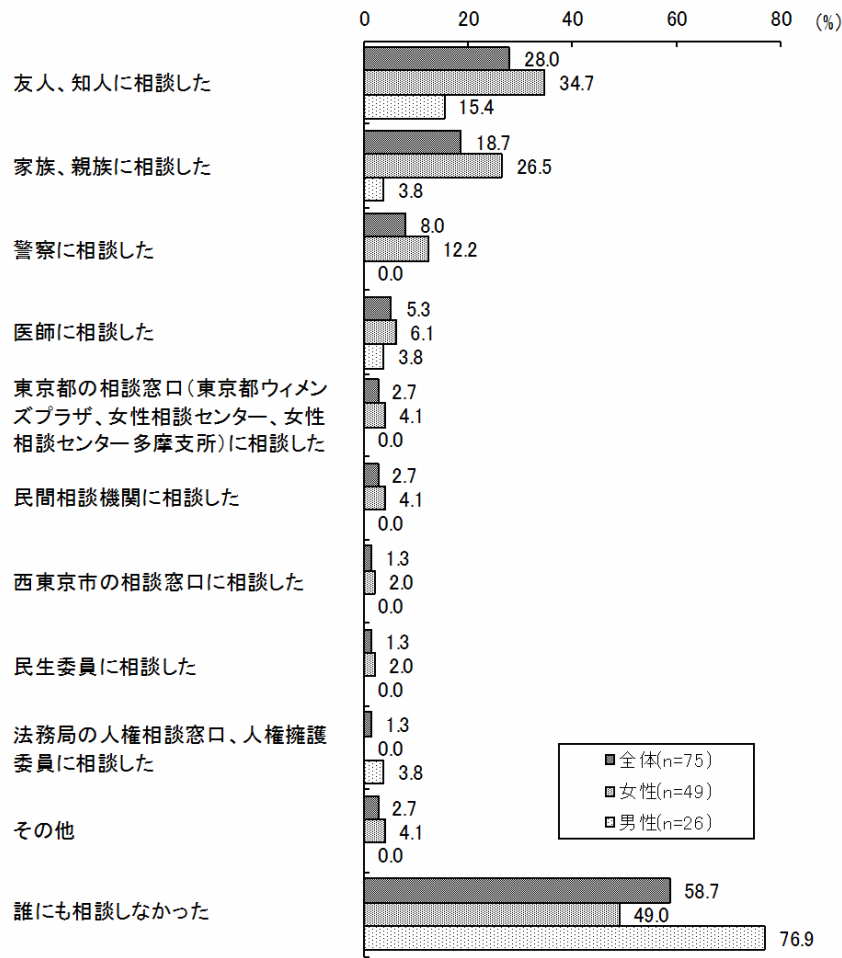
市では、この計画の本項を「西東京市配偶者暴力対策基本計画」と位置づけ、配偶者等からの暴力の防止、相談窓口の充実による早期発見と対応、被害者の安全確保と自立支援に取り組みます。さらに、庁内でDV被害者や加害者へ適切な対応ができるよう体制を整備するとともに庁内関係各課や関係機関との連携を強化し、相談から自立まで、切れ目のない支援をしていきます。

図表 配偶者等から暴力を受けた経験（全体、性別：複数回答）



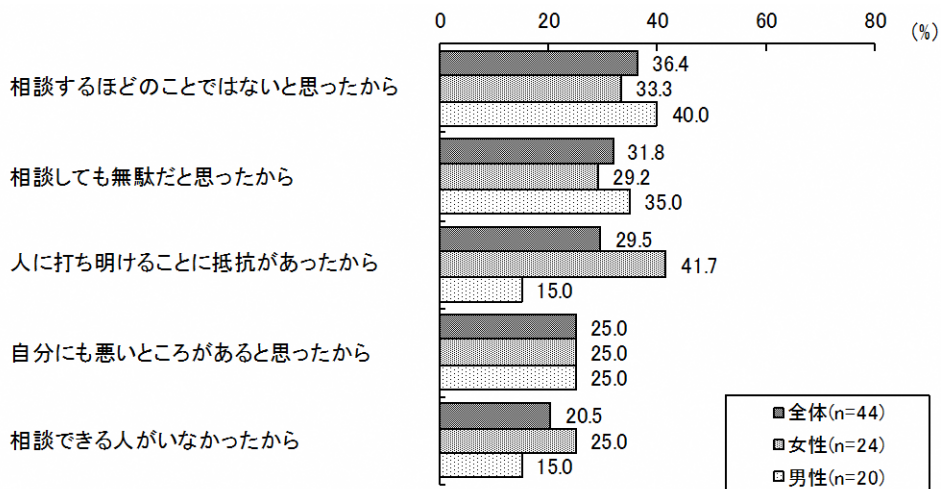
資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）

図表 配偶者等から暴力を受けた時の相談経験（全体、性別：複数回答）
 <暴力を受けた経験がある人>



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 29 年）

図表 誰にも相談しなかった理由（上位 5 位）（全体、性別：複数回答）
 <誰にも相談しなかった人>



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 29 年）

(1) 暴力の未然防止と早期発見

配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見・対応に向けた啓発、市民や職務関係者との連携をすすめます。

事業	内容	担当課
①講演会やパンフレット等による啓発	暴力の未然防止と早期発見を市民に働きかけるため、講演会やパンフレット等による啓発を行います。	協働コミュニティ課
②デートDV防止の啓発	恋人等親密な関係にある男女間の暴力の防止について、啓発を行います。	協働コミュニティ課
③早期発見に向けた市民、職務関係者との連携	暴力の早期発見・早期対応に向けて、市民、市の相談窓口や警察等の職務関係者との連携をすすめます。	協働コミュニティ課

(2) 相談窓口の充実

DV被害者に相談窓口を利用してもらえるよう、相談窓口の周知とDVに関する情報提供を行います。そして、男女平等の視点にたち、誰もが問題解決の糸口を見出すことを支援する相談を通してDVの被害者を発見し、被害者の安全の確保と自立への支援につなげます。

事業	内容	担当課
①女性相談の実施	男女平等の視点にたち、女性が自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等について、相談員とともに解決の糸口を見出す相談事業を実施します。	協働コミュニティ課
②一人ひとりの状況に応じた相談の実施	女性相談、子供家庭相談、母子相談など、一人ひとりの状況に応じた相談を実施します。また、外国語（英語・韓国語等）による相談対応を検討します。	協働コミュニティ課 生活福祉課 子育て支援課 子ども家庭支援センター
③男性相談のあり方の検討	男女平等の視点にたち、男性が自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等について、相談員とともに解決の糸口を見出す相談事業のあり方を検討します。	協働コミュニティ課
④相談窓口の周知と情報の提供	さまざまな相談窓口を通してDVの被害者を発見し、適切な支援につなぐため、相談窓口の周知を図り、DVについて情報提供を行います。	協働コミュニティ課 関係各課

(3) 被害者の安全の確保と自立への支援

DV 被害者の安全を確保し、生活再建と自立に向けて一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援を行います。

事業	内容	担当課
①緊急一時保護の実施 (③を統合する)	DV 被害者の安全を確保するため、緊急一時保護の実施や宿泊費等の助成を行います。	協働コミュニティ課
②民間支援団体との連携	シェルターを運営している民間支援団体と連携し、DV 被害者が安心して一時避難できる場所を確保します。	協働コミュニティ課
③緊急一時保護宿泊費等の支援 (①に統合する)	緊急に保護が必要な女性の安全確保のため宿泊費等を助成します。	協働コミュニティ課
④一人ひとりの状況に応じた連携による支援と情報の提供	DV 被害者の生活・子育て等を支援します。また、子どもの心のケアへの支援や保育・就学等の行政サービスに関する支援を行います。	協働コミュニティ課 健康課 生活福祉課 子育て支援課 関係各課
⑤ワンストップサービスの検討 (⑤) ①に含める)	DVに関する相談窓口において、必要な手続きが一括して行える「ワンストップサービス」の導入を検討します。	協働コミュニティ課
⑥自立支援講座の実施	DV 被害者の生活再建・自立を支援する講座を実施します。	協働コミュニティ課

(4) 市の体制整備にむけた取り組みの強化

DV被害者や加害者と接する可能性のある窓口職員のみならず、庁内全体でDV被害者へ適切な対応ができるよう、庁内での体制を整備します。

事業	内容	担当課
④職員研修の実施 (⑤) ④から移動	相談窓口における2次被害を防ぐため、庁内関係各課の相談窓口等の職員に対してDVに関する職員研修を実施します。	協働コミュニティ課
③相談員の増員及び資質向上とメンタルケア (⑤) ③から移動	相談・支援件数の増加にあわせ、相談員の増員を検討します。また、相談員の資質向上を支援するための研修やスーパーバイズ、相談員のメンタルケアに取り組みます。	協働コミュニティ課

(5) 関係機関との連携強化

DV 被害者の相談から自立まで、切れ目のない支援をしていくために、**庁内関係各課、各種関係機関・専門家との連携を強化します。**

事業	内容	担当課
① 庁内関係各課との連携の強化（(3) ⑤を含める）	DV 被害者が抱えているさまざまな問題の解決に向けて、庁内関係各課との連携を強化します。	協働コミュニティ課
② 各種関連機関・専門家との連携の強化	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を定例で開催し、支援に必要な関係機関、専門家との連携を図ります。	協働コミュニティ課 市民課 保険年金課 健康課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 子育て支援課 保育課 子ども家庭支援センター 教育企画課 関係各課
③ 相談員の増員及び資質向上とメンタルケア（(4)へ移動）	相談・支援件数の増加にあわせ、相談員の増員を検討します。また、相談員の資質向上を支援するための研修やスーパーバイズ、相談員のメンタルケアに取り組みます。	協働コミュニティ課
④ 職員研修の実施（(4)へ移動）	相談窓口における2次被害を防ぐため、庁内関係各課の相談窓口等の職員に対してDVに関する職員研修を実施します。	協働コミュニティ課
⑤ 配偶者暴力相談支援センター機能の検討	DVの防止及び被害者の保護のため、配偶者暴力相談支援センター機能について、検討します。	協働コミュニティ課

I-4 男女平等を阻む暴力の防止

(セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等)

男女が平等に社会に参画していく上で、女性と男性が互いを尊重し、対等な関係をつくることが重要です。セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力などの暴力は、犯罪行為をも含む重大な人権侵害であり、対等であるはずの男女の関係性に歪みを生じさせ、男女平等を阻む要因となっています。

東京都内におけるストーカー等に係る相談件数をみると、平成28年以降2,500件前後となっており、女性の被害者が8割以上となっています。また近年では、JKビジネスをはじめとした若年層を対象とした性暴力も問題となっており、一人ひとりが、日々の暮らしや身近な人間関係の中に潜むさまざまな暴力に気づき、暴力の防止に向けて行動することが大切です。

男女平等を阻む暴力を容認しない意識を育むことで暴力を防止するとともに、被害者の支援に取り組めます。

図表 東京都内におけるストーカー等に係る相談件数
(件)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
女性	1,276	1,879	1,668	2,172	2,047
男性	190	325	289	414	379
総計	1,466	2,204	1,957	2,586	2,426

資料：警視庁

(1) 暴力の防止に向けた意識啓発

セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等、男女平等を阻むさまざまな暴力を防止するために、意識啓発をすすめます。

事業	内容	担当課
①暴力防止に関する情報提供と学習機会の提供	男女平等を阻むさまざまな暴力の防止に向けて、チラシ・パンフレット・ホームページ等を通じて情報を提供する他、講座等の学習機会を提供します。	秘書広報課 協働コミュニティ課
②市発行物の表現における男女平等ガイドラインの作成・配布(再掲)	市報や市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるようガイドラインを作成し、配布します。	協働コミュニティ課 秘書広報課
③市内事業所への意識啓発	セクシュアル・ハラスメント等、職場の男女平等を阻む暴力の防止に向けて、市内事業所への啓発を行います。	協働コミュニティ課
④暴力の防止に関する市職員・教員への啓発・研修	市職員・教員に対し、男女平等を阻むさまざまな暴力についての啓発・研修を実施します。	協働コミュニティ課 職員課 教育指導課

(2) 暴力の被害者に対する支援

セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等、男女平等を阻むさまざまな暴力の被害者に対し、相談等の支援を行います。

事業	内容	担当課
①相談の実施	教育相談、就学相談、スクールカウンセラーの相談などにおいてさまざまな暴力の事実が発覚したときは、緊急支援体制で、関連部署や関係機関と連携し、被害者の保護に努めます。また、過去の暴力被害による心理的問題のある児童・生徒に対しては、医療機関等の関係機関と連携しながら必要な支援をします。	教育支援課
②男性相談のあり方の検討(再掲)	男女平等の視点にたち、男性が自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等について、相談員とともに解決の糸口を見出す相談事業のあり方を検討します。	協働コミュニティ課
③緊急一時保護宿泊費等の支援の実施(再掲)	緊急に保護が必要な女性の安全確保のため宿泊費等を助成します。DV被害者の安全を確保するため、緊急一時保護の実施や宿泊費等の助成を行います。	協働コミュニティ課

I-5 性と生殖に関する健康支援

生涯を通じて健康な生活を送るためには、誰もが自分のからだや性について十分に理解し、自己決定をしていくことが大切です。特に、女性は妊娠や出産、女性特有のがんなど、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

市では30歳代で出産する人が多く、高齢出産等によるリスクへの対応という観点から、周産期の健康管理はますます重要になっています。さらに、女性特有のがん検診の受診率が低くなっており、がん検診の受診率をあげて、早期発見・早期治療へつなげることも重要です。

また、男性特有のがんがあることや、更年期障害が男性にもあることなど、男性に向けた健康に関する取組みも重要になっています。さらに近年では、都内における性感染症の疾病患者数も増加しており、男性の疾病患者数が女性の2倍に上っているため、性感染症に関する正しい情報の提供について取り組むことも重要です。

市民が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、からだと性に関する正確な情報の提供やそれぞれの性に対応した支援を行います。

図表 母の年齢別出生数（西東京市）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総数					1,520
15歳未満					-
15～19歳					13
20～24歳					69
25～29歳					309
30～34歳					577
35～39歳					428
40～49歳					117
45～49歳					7
50歳以上					-
不詳					-

資料：東京都多摩小平保健所「事業概要」

図表 西東京市における女性特有のがん検診の受診率

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
乳がん検診	受診者数（人）	9,591	9,625	4,803	4,961	5,337
	受診率（％）	23.1	23.1	20.9	21.5	26.0
子宮がん検診	受診者数（人）	9,493				
	受診率（％）	16.8				
乳がん検診 （女性特有のがん検診）	受診者数（人）					
	受診率（％）					
子宮頸がん検診 （女性特有のがん検診）	受診者数（人）		9,724	5,284	6,164	4,658
	受診率（％）		17.6	17.7	20.0	21.0

資料：平成23～27年度プロセス指標等一覧シート

図表 性感染症定点報告疾病患者数（東京都）（疾病・性別）

【女性】

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
性器クラミジア感染症	945	892	1,067	1,159	1,159
性器ヘルペスウイルス	498	416	474	409	434
尖圭コンジローマ	303	289	321	297	304
淋菌感染症	148	142	383	389	332
膣トリコモナス症	116	107	123	141	113
梅毒様疾患	17	11	33	80	-
総数	2,027	1,857	2,401	2,475	2,342

【男性】

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
性器クラミジア感染症	1,370	1,394	1,360	1,519	1,553
性器ヘルペスウイルス	813	800	824	920	966
尖圭コンジローマ	574	670	665	940	1,017
淋菌感染症	887	928	876	1,005	1,196
膣トリコモナス症	13	6	4	10	4
梅毒様疾患	103	125	102	141	-
総数	3,760	3,923	3,831	4,535	4,736

資料：東京都福祉保健局

(1) からだと性に関する正確な情報の提供

幼児期・思春期・成人期のそれぞれの段階において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念が社会に根付くよう、多様な機会を通じて情報の提供を行います。また、性感染症や男性特有の疾患に関する情報の提供をおこないます。

事業	内容	担当課
①発達に応じた性教育の実施	幼児期・思春期・成人期に至るまで、発達に応じたからだと性に関する正しい知識を身につけ、自他ともに尊重した豊かな性教育を実施します。	協働コミュニティ課 健康課 教育指導課
②性と生殖に関する健康支援情報の提供	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の概念が社会に根付くよう、多様な機会を通じて情報を提供します。 また、いのちを育む妊娠・出産について、男女ともに正しい知識を持って、安心して迎えられるよう情報の提供に努めます。	協働コミュニティ課 健康課

(2) 女性医療情報の充実に向けた取り組み

女性特有のからだの不調や悩みを聞いてもらえる医療機関が身近なものとなるよう、市民への情報提供を行います。また、女性特有のがんの早期発見につながるよう、市における検査の充実と情報提供を行います。

事業	内容	担当課
①女性専門外来に関する情報提供	女性に特有のからだの不調や悩みに対応するため女性専門外来を設置している医療機関に関する情報を提供します。	協働コミュニティ課 健康課
②女性特有の病気に対する予防と検査の実施	子宮がん、乳がん、骨粗しょう症の予防と検査の充実を図ります。 また、更年期の心身の健康づくりや予防についての情報提供に努めます。	健康課